個人データの漏えい等事案の発生について

平成30年3月30日 個人情報保護委員会事務局

昨年5月以降、当委員会において個人データの漏えい等報告を受け付けているところです。

漏えい等事案の発生原因の多くは、書類の誤送付(メールの誤送信を含む。) 及び書類等の紛失といった人為的な誤りです。

一方、不正アクセスによる漏えい等事案の中でも「リスト型攻撃」(※1)によるものや「SQL インジェクション攻撃」(※2)によるものが多く見られます。

また、業務システムのプログラムミスによる漏えい等事案(※3)も増えています。

- (※1) 何らかの方法により入手したユーザーID とパスワードのリストを使って不正ログインを試行する攻撃方法。
- (※2) アプリケーションのセキュリティ上の不備を意図的に利用し、アプリケーションが想定しない SQL 文を実行させることにより、データベースシステムを不正に操作する攻撃方法。
- (※3) 事業者等の過失によるアクセス権の設定不備やシステム設計の不備等があり、第三者による 閲覧が可能な状態にあったもの。

個人情報取扱事業者においては、個人情報保護法第20条において、個人データに係る安全管理措置を講じなければならないとされているところです。

特に EC サイトや会員用サイトのようにインターネット環境にあるものは、OS やソフトウェアを常に最新の状態にしたり、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルを常に最新の状態にしたりすることが必要です。